

合理的配慮の提供の実践に向けた普及啓発活動等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、合理的配慮の提供の実践に向けた普及啓発活動等支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）で求める合理的配慮の提供の実践に向け、業界団体等による法の普及啓発や合理的配慮の提供事例の共有等に係る独自取組を支援するほか、障がい者雇用の促進を目的とした研修開催等の取組を支援することで、特に民間事業者による合理的配慮の提供を促進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指すことを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に係るその他の収入（本補助金を除く。）の額を差し引いた額（千円未満の端数は切り捨て）以下とし、20万円を上限とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、毎年度2月末日までに行わなければならない。ただし、福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課長が別に定める場合はこの限りでない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 前条第1項で交付決定のあった補助金の増額を伴うもの。
 - (2) 前条第1項の交付決定に係る交付申請書に記載した補助事業の目的を変更するもの。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び口座振込依頼書によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、令和6年度に実施する事業から適用する。

なお、この要綱施行日以前に、別表の2の事業実施主体が同表の1の補助事業を実施している場合は、規則第5条に規定する交付申請において、当該補助事業の内容を含めることができるものとする。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費
業界団体等に加盟する企業等や関係企業等に対する法や合理的配慮の提供、障がい者雇用の促進に関する普及啓発・事例の共有等を目的とした説明会等の開催、啓発のチラシの配布、その他普及啓発に係る独自の取組	法や障がい者雇用に関する普及啓発を推進する県内業界団体等 ^(注)	1に掲げる事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（手数料、通信運搬費、筆耕翻訳料）、使用料及び賃借料とする。

（注）事業実施主体（県内業界団体等）は以下の要件をすべて満たすこと。

- 1 団体の本拠としての事務所を県内に有し、主として県内で活動する団体であること。
- 2 企業、団体、組織が会員、組合員等として参画する団体であること。
- 3 定款、寄附行為又は規約等を有し、団体としての意志決定により事業執行ができること。
- 4 独立した経理の機能が確立していること。
- 5 代表者が明らかであること。
- 6 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする団体ではないこと。